

議案第39号

裁判上の和解について

次のとおり裁判上の和解をすることについて議会の議決を求める。

1 当事者

原告 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

被告 埼玉県幸手市東四丁目6番8号
幸手市 代表者市長 木村純夫

2 事件名

損害賠償請求事件

3 事件の内容及び裁判の経過

令和7年8月14日に本市市民課窓口で発生した、原告と同姓同名の者に係る改製原戸籍等4通の誤交付について、本市では同月21日に当該事実を把握するに至り、同月22日、原告あてに市長名のお詫び状を送付した上で、その後原告に電話にて当該戸籍の誤交付の経緯を説明し、謝罪を行った。

しかし、原告の納得を得ることができず、双方で代理人を選任し、協議を継続したものの示談には至らず、原告は、当該戸籍の誤交付による精神的損害を金銭にて賠償することを求め、本市を被告として、東京簡易裁判所に訴えを提起し、同年12月16日に同裁判所から訴状等の送達を受けた。

当該事件については、令和8年2月2日に第1回口頭弁論が行われ、その後の裁判を進めていくなかで、和解に向けての協議が開始され、金銭賠償をしない前提の下記和解条項により和解することで、当事者双方が合意した。

4 和解条項の内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件誤交付により原告に多大な迷惑をかけたことを謝罪する。
- (2) 被告は、ホームページ上に原告に対する謝罪文を掲載する。謝罪文の内容は以下のとおりとする。なお、謝罪文は和解成立後、すみやかに掲載し、掲載期間は5年間とする。

「令和7年8月14日、市民課の窓口において、来庁者から親族の戸籍全部事項証明書等の交付の請求を受けた際、誤って同姓同名の方の改製原戸籍

等4通を交付した事案が発生いたしました。市では、誤交付された改製原戸籍等4通を回収するとともに、関係者に対し経緯を説明の上、謝罪いたしました。この場をもちまして、関係者に対し、あらためて深くお詫び申し上げます。市では、二重チェックを徹底し、再発防止に努めて参ります。」

- (3) 原告は、被告に対する請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

令和8年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

損害賠償請求事件における裁判上の和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものである。